品目番号　26B3X00021000029
製造届出年月日　平成21年8月21日

類　　別:　器01　手術台及び治療台
機器の分類:　一般医療機器
一般的名称:　13958009　汎用診断・処置用テーブル
販 売 名:　ACTIVATOR906H.S.

【警告】

1 ACTIVATOR906HSは診断・処置用テーブルである。他の目的に使用しないこと。

2 検査を開始する前に装置に異常がないこと、構成品付属品が確実に固定されていることを確認すること。

3 操作は必ず1人が行うこと。

4 患者を台にのせる際は、必ずすべてのクッションが固定されていることを確認の上行うこと。

5 検査前に患者の位置、状況をよく確認すること。

6 天板を移動させるときは、患者の手足指等がはさまれないように注意すること。

7 耐荷重(200kg)以上の体重の患者には使用しないこと。

8 機器は絶対に改造しないこと。

【禁忌・禁止】

1 意識のない患者[適応対象外]

2 感染症[他の患者への感染]

3 低血圧症[伏臥位から起立したときにめまいをおこす可能性がある]

4 高血圧症[起立状態から伏臥位にした場合若干の血圧上昇があるので危険]

5 その他、医師が適用対象外とした患者

[併　用　禁　止]
他の医療器械、器具との併用はしないこと。

取扱説明書をよくお読みください

【形状・構造及び原理等】

1)　**構　成**

①本体
②電源コード
③テープスイッチ(短)(オプション)

2)　**動作原理**

取扱説明書を参照してください。

3)

供給電源	定格電圧	AC100V
	定格周波数	50～60Hz
	消費電力	730VA
保護の形式	クラスⅠ	
保護の程度	B形	

4)　寸法及び重量

寸法	全長:2134mm
	全高:480mm～965mm
	幅:660mm
	重量:170kg

【性能、使用目的、効能・効果】

1)　性能
①診療台の高さは床面より480mm～965mmの範囲で任意に昇降できる。
②骨盤部クッションを12mm上昇させることができる。
③クッション部分を起立させることができる。

2)　使用目的
診療台である。

3)　適合規格

本製品はEMC規格JIST-0601-1-2:2002に適合している。

【操作方法または使用方法】

操作方法の詳細については、取扱説明書の「使用方法」を参照してください。取扱説明書にもとづき、各々の操作が確実に実施されたことを必ず確認してください。

1) 使用前

・ スイッチの接触状況、極性、ダイヤル設定、メーター類などの点検を行い、機器が正確に作動することを確認すること。

・ アースが完全に接地されていることを確認すること。

・ すべてのコード接続が正確かつ完全であることを確認すること。

2) 使用手順

① 本体ベース部分の電源スイッチをONにします。

② テーブル起立状態にして患者の身長に合わせテーブル全長を調節します。

③ テーブルを直立状態から水平状態（診療位置）へ移動します。

使用上の注意
患者が身体に異常を訴えたり、不快感を訴える場合、直ちに使用を中止すること。

使用上の注意
機器、及び患者に異常が発見された場合には、患者に安全な状態で機器の操作を止めるなど適切な処置を講ずること。

④ テーブルを診療しやすい高さに上下移動します。

⑤ 各クッション位置を調節します。

⑥ 各クッションにはドロップ機構もあります。

⑦ テーブルを起立状態に移動し患者を解放します。

3) 使用後

・ 定められた手順により操作スイッチ、ダイヤルなどを使用前の状態に戻した後、電源を切ること。

（詳しくは、取扱説明書の「操作方法」を参照してください。）

【使用上の注意】

使用注意

・ テーブルの乗り降りに際しては、胸腰部ブレーカウェー、および各クッションのドロップが完全に固定されていることを確認してください。
・ 以下の患者には慎重に適用すること

① 意識のない患者
② 身体に障害のある患者
③ 精神に問題のある患者

併用禁止

・ 他の医療用具と同時に使用しないこと。

高齢者への適用

高齢者は「禁忌、禁止」に記載した項目に該当することが多いので十分に注意すること。また、体力などに問題がある場合は、介助者をつけるなどして検査に臨むこと。

妊婦、産婦、授乳婦。及び小児等への適用。

① 腹部を圧迫するので、妊婦、及び妊娠の疑いのある者及び授乳中のものへ使用する場合は医師の指示の元で慎重に行うこと。
② 小児の検査には介助者をつけること。

【貯蔵・保管方法及び使用期限等】

・ 気圧、温度、湿度風通し、日光、塩分、硫黄分などを含んだ空気により、悪影響を受ける恐れのない場所に設置すること。

【保守点検】

取扱説明書を参照してください。

使用者による点検

・ 装具の損耗、破損

業者による点検

・ 定期点検（1年が望ましい）を業者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の名称、住所等】

[製造販売業者]　26B3X00021
江崎器械株式会社
〒617-0833　京都府長岡京市神足下八ノ坪44-2

[製造業者]　BG30401014
LLOYD TABLE COMPANY (U.S.A)
102-122 W. Main St. Lisbon, IA